

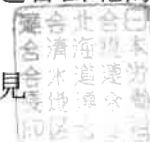
平成30年5月18日

ライドシェアの推進に対する慎重な審議を求める意見書に関する請願

紹介議員 北村 光明



請願者代表 住 所 上川郡清水町本通1丁目
氏 名 日本労働組合総連合会北海道連合会
清水地区連合会
会長 菅原 克見



清水町議会

議長 加来 良明 様



ライドシェアの推進に対する慎重な審議を求める意見書に関する請願

【請願趣旨】

北海道では広大な大地を有しているうえ、全国を上回る急速な人口減少と高齢化が進んでおり、人口減少と住民の移動への対応といった地方創生の実現が喫緊の課題である。

国は、平成 28 年 7 月、シェアリングエコノミー検討会議を設置し、同年 11 月に中間報告書をまとめた。また、規制改革推進会議においても、一般のドライバーが利用客から運送対価を取って自家用車で利用客を送迎する、いわゆるライドシェアの本格導入に向けた検討を進めている。

ライドシェアは、普通第二種免許や運行管理者の配置も不要とされるなど、道路運送法で禁止されてきた、いわゆる白タク行為を合法化するものであり、また、需給状況やドライバーによって運送対価が変動し安定したサービスの提供が困難であることや、24 時間稼働の保証がなく、特に女性や高齢者の夜間利用が不便・不安になること、事業主体は一切運送に関する責任は問われず、紛争等は当事者間での解決となること、他国では自動車配車アプリを運営する事業者と登録するドライバーとの雇用関係の有無や地位確認等で集団訴訟が提起されていることなど、多くの問題点が識者からも指摘されている。

このように多くの問題点を有しているにもかかわらず、ライドシェアが無秩序に地域で展開されれば、結果的に利用客の利便と安心・安全が担保されない事態が常態化する恐れがあり、また、日本全国に展開されれば、タクシー事業ばかりでなく、路線バスや貨物、鉄道を含めた地域公共交通の存立が危機に陥り、ひいては地域経済にも深刻な影響を与えかねない。

よって、国においては、地域公共交通の重要性や地域の取り組み状況に鑑み、現在一部の地域において実施されている高齢者等の交通手段に配慮した特例制度を堅持しつつ、さらなるライドシェアの推進については、慎重な審議を行うよう強く要望する。

つきましては、貴議会におかれましては、関係機関に地方自治法第 99 条の規定に基づく意見書の提出をしていただきたく請願いたします。